

令和4年度  
津山市農業委員会  
(8月定例会議事録)

令和4年8月10日(水) 14時00分～  
津山市役所 本庁舎2階 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹  | 3. 高畑 亨   | 4. 齊藤 主税  | 5. 仁木 紹祐  |
| 6. 尾島 宏明  | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治  | 9. 筒塩 清美  |
| 10. 寺元 久郎 | 11. 岡田 成子 | 12. 大峪 毅  | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 19. 山下 英男 |           |           |           |

欠席委員(2名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 2. 井家上 淑子 | 18. 太田 裕恭 |
|-----------|-----------|

事務局(6名)

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 大田 次長 | 濃野 主幹 | 阿部 主査 | 定兼 主査 |
| 小田 主任 | 大内 主事 |       |       |

## 議 事

- 議案第 34号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 35号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 36号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 37号 非農地証明願承認について
- 議案第 38号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 39号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 40号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 議案第 41号 別段の面積（下限面積）の設定について
- 報告第 8号 農地転用届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

大田次長

定刻が参りましたので、令和4年8月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長

皆様ご苦労様です。大変暑い日が続いております。農作業中の熱中症予防をしていただき、体調管理には十分お気をつけください。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告をご欠席の太田運営委員長に代わって、山下委員よろしく申し上げます。

山下委員

先ほど開催されました第5回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。9番筒塩委員、10番寺元委員よろしく申し上げます。

それでは、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

議案の説明の前に取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。

1ページの申請番号1-1についてですが、申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1ページの申請番号1-1の申請が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

それでは、議案第34号の説明をいたします。

今回、津山地区から8件、加茂地区から3件、勝北地区から8件、久米地区から1件、合計20件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-2についてですが、押入の86歳の男性から、同じく押入の81歳農業の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、下高倉西の78歳の男性から、下高倉東の83歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、東京都中央区の81歳の男性から、小桁の43歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、二宮の71歳の女性から、同じく二宮の46歳農業兼会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、国分寺の65歳の男性から、同じく国分寺の81歳農業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-7についてですが、上田邑の59歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く、農事組合法人への増反による所有権移転です。

続きまして1-8についてですが、兵庫県宝塚市の56歳の女性および岡山県玉野市の54歳の女性から、上田邑の57歳住職の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-9についてですが、上横野の87歳の男性から、同じく上横野の66歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請8件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、津山市上河原の85歳の女性から、加茂町物見の71歳

事務局（勝北）

会社員の男性への増反による所有権移転です。

続きまして2-2についてですが、山下委員に関係のある申請ですので、後ほど説明します。

続きまして2-3についてですが、津山市中原の81歳の女性から、加茂町中原の34歳会社員の男性への増反による所有権移転です。

以上、加茂地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区分の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1から4-7までについてですが、譲受人が同一のため一括して説明します。

4-1の譲渡人は勝田郡奈義町高円の25歳の男性、4-2の譲渡人は大吉の62歳の男性、4-3の譲渡人は同じく大吉の66歳の男性、4-4の譲渡人は市場の71歳の男性、4-5の譲渡人は大吉の43歳の男性、4-6の譲渡人は同じく大吉の43歳の女性、4-7の譲渡人は岡山市北区の63歳の男性、以上の譲渡人から加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への、増反による所有権移転です。

4-8についてですが、岡山市中区の79歳の男性、山下の73歳の女性および久米郡美咲町打穴西の71歳の女性から、坂上の50歳会社員の男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請8件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1についてですが、宮尾の77歳の女性から、久米川南の62歳会社員男性への増反による所有権移転です。

以上、久米地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第34号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

小 島 委 員

7番小島です。1-2ですが、適正に管理されておりますのでよろしく願いいたします。

高 山 委 員

14番高山です。1-3についてですが、譲渡人が新築で建てられた残りの農地を譲受人に渡すということです。畑として若干使える面積ですので、特に問題はありません。譲受人の所有農地については適正に耕作されておりますので、問題ないと考えております。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-4についてですが、譲受人は農業をしっかりとされており、譲渡人については労力不足で耕作ができないということでしたので、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

高 畑 委 員

3番高畑です。1-5についてですが、申請地並びに所有農地が全て適正に管理されていることを確認しました。問題ないと思います。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-6についてですが、境界をはっきりさせて所有権を移転するということで、問題ないと思います。よろしく願いいたします。

長 森 会 長

1番長森です。1-7についてですが、特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。1-8についてですが、譲受人はしっかりと農業をされており、特に問題ないと思います。1-9についてですが、農地への進入路がなく、譲受人の自宅裏にある農地ということで、所有権移転をした方が双方に使い勝手がいいという

|              |  |
|--------------|--|
| 山 下 委 員      | ことで、特に問題ありません。<br>19番山下です。2-1ですが、耕作していた農地を譲り受けるということで、問題ないと思います。よろしく願いいたします。   |
| 寺 元 委 員      | 10番寺元です。2-3ですが、事務局の説明の通り問題ないと思います。よろしく願いいたします。   |
| 尾 島 委 員      | 6番尾島です。4-1についてご説明いたします。特に問題ありませんので、よろしく願いいたします。  |
| 齊 藤 委 員      | 4番齊藤です。4-2から4-7ですが、事務局の説明の通り、問題ないと思います。よろしく願いいたします。  |
| 岡 田 委 員      | 11番岡田です。4-8についてですが、ご家族でいつも耕作をされており、何も問題ないと思います。よろしく願いいたします。  |
| 大 峪 委 員      | 12番大峪です。5-1についてですが、事務局の説明の通り、問題ないと思います。よろしく願いいたします。  |
| 長 森 会 長      | ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。   |
| *<br>長 森 会 長 | ありません。   |
| *<br>長 森 会 長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。  |
| *<br>長 森 会 長 | ありません。   |
| *<br>長 森 会 長 | 異議なしと認めます。よって本案は2-2を除き、原案通り承認します。それでは2-2を議題とします。事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局（加茂）      | 2-2についてですが、加茂町齋野谷の67歳看護師の女性から、同じく加茂町齋野谷の70歳農業の男性への贈与による所有権移転です。<br>以上、加茂地区の申請1件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。   |
| 長 森 会 長      | ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。   |
| 寺 元 委 員      | 10番寺元です。2-2ですが、事務局の説明の通り問題ないと思います。よろしく願いいたします。   |
| 長 森 会 長      | ありがとうございます。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。   |
| *<br>長 森 会 長 | ありません。   |
| *<br>長 森 会 長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。  |
| *<br>長 森 会 長 | ありません。   |
| *<br>長 森 会 長 | 異議なしと認めます。よって本案は2-2を除き、原案通り承認します。それでは次に議案第35号農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局（津山）      | それでは、議案第35号の説明をいたします。<br>今回、津山地区から3件の申請です。議案書のページは8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。<br>1-1番川崎の田、1,574㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場及び、露天資材置場です。転用事業者は、川崎にお住まいの男性です。転用事業者は、事業の拡大に伴い、従業員用の駐車場及び仕掛品の一時保管場所の確保が必要となり、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、大規模な造成工事は行わず、境界付近は現況のまま使用する計画であるため、土砂の流出や崩壊の恐れは少なく、また、雨水については現況から変更せず、既設の側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見れば問題ないものと考えます。 |

1-2番院庄の田、1,413㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、院庄にお住まいの男性です。転用事業者は、自分が営む事業が好調であるため事業拡大を検討しており、事業拡大に必要となる、資材の一時保管場所及び資材等の荷受け場所として、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、境界部分には土坡を新設し、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番下横野の畑、42㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、下横野にお住まいの男性です。転用事業者は、分家の墓地が必要となったため、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはブロックなどを設置し、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第35号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

大 山 委 員 15番大山です。1-1について説明いたします。事務局の説明の通り、問題ないと思っております。

高 畑 委 員 3番高畑です。1-2についてですが、周辺に対して悪影響を及ぼす可能性は低いと思います。申請書通りの内容を実施していただければ問題ないものと判断しております。

長 森 会 長 1番長森です。事務局の説明の通り、特に問題ないと思っております。よろしくお願いたします。

長 森 会 長 只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

\* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

\* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第36号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第36号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定1件、加茂地区から所有権移転1件、使用貸借権設定1件、久米地区から、所有権移転1件、使用貸借権設定1件の合計11件の申請です。議案書のページは9ページから12ページです。

1-1番北園町の畑、222㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（近隣商業地域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.5mの居宅1棟で、建ぺい率は34.0%です。転用事業者は、二宮にお住まいのご夫婦です。現在、アパートに住んでおりますが、申請地を譲り受けることができる運びとなり、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界には東側はブロック塀があり、北側と南側は隣接地の方が高く、西側には擁壁を設置する計画になっており、雨水については自然浸透及び敷地内に側溝を設置し既存水路への排水、また、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考え

ます。

1-2番小原の田、363㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（第二種中高層住居地域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は小原に本店を置く、資本金の額3,000万円の株式会社で、主な事業は土木工事業です。転用事業者は、事業拡大のために来客及び職員の駐車場が不足している、他の業者へ駐車場を整備して貸し付けるために転用をするものです。転用にあたり、境界付近は西側は隣接地の方が高く、北側・南側は隣接地と同じ高さまで造成し、東側は擁壁を設置する計画になっています。また、雨水については自然浸透及び既存排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番押入の田、742㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内（第一種住居地域）であるため、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。転用事業者は、国分寺にお住まいの男性です。

転用事業者は、祖父が管理していた車両・木材・型枠などの資材等を譲り受ける事となったため、保管場所等が必要となり、転用をするものです。転用にあたり、境界部分にはコンクリートブロック擁壁を設置し、雨水については自然浸透で対応する計画となっており、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番平福の田、229㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、施設の拡張で露天駐車場を設置するものです。転用事業者は、平福にお住まいの男性です。転用事業者は、現在自己所有地である自宅への進入路に車を停めているが、複数の車を止めると出入りが不便であり、また家族の車が増えるため、専用の駐車場が必要となったため、転用をするものです。転用にあたり、大きな造成工事は行わず、境界については北側・西側は隣接地の方が高く、東側・南側は隣接地と同じ高さであるため、土砂の流出はないものと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。北谷池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番八出の田、1,065㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は八出に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は家具製造業です。転用事業者は、資材等を保管する場所が手狭となり、新たな資材置場が必要となったため、転用をするものです。転用にあたり、西側が低くなるように勾配をつけて盛土を行い、境界付近については高低差が少ないため、法面を施工する計画になっています。また、雨水については、勾配を利用し西側の既設水路に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。なお、進入路部分については、既存の排水路を跨ぐため、自由勾配側溝を新設し既存排水路に接続する計画になっています。

さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-6番河面の田、433㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約8.0mの居宅1棟で、建ぺい率は24.9%です。転用事業者は、高野本郷にお住まいの女性です。転用事業者は、現在は実家で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を父親より

借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあって、境界部分は北側、東側、西側については擁壁を設置し、南側については同じ高さに盛り土を行う計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理を行い、雨水については既存排水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-7番下田邑の宅地、184㎡、所有権移転についてです。こちらは追認案件になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、倉庫です。転用事業者は、上田邑にお住まいの男性です。現在の所有者の先代が農地法を理解しておらず、無断で倉庫を設けてしまっていたもので、転用事業者は、土地を譲り受け、その是正及び、市内の公益財団法人に備品を保管する倉庫として貸し出すために申請がなされたものです。転用にあって、境界付近には、コンクリート基礎及びコンクリートブロックが設置されております。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理されており、雨水については既設のU字側溝に排水されているなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

長 森 会 長  
大 山 委 員

ありがとうございました。続きまして、担当委員からご意見をお願いします。  
1区大山です。1-1及び1-2についてご説明いたします。住宅密集地の中に残っていた農地で、問題ないと思います。

小 島 委 員  
高 畑 委 員

7番小島です。1-3ですが問題ありませんので、よろしく願いいたします。  
3番高畑です。1-4ですが、露天駐車場への転用ということで、周辺に対して影響が出ることはないと思われます。問題ないと思います。

坂 本 委 員

8番坂本です。1-5についてですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしく願いいたします。

小 島 委 員

7番小島です。1-6ですが、井家上委員に代わってご説明します。委員と推進委員で見られたそうですが、問題ないと聞いております。よろしく願いいたします。

長 森 会 長  
山 下 委 員

1番長森です。1-7についてですが、追認案件ということですが、事務局の指導に従いまして、違反状態を解消しております。致し方ないと思います。

筒 塩 委 員

19番山下です。2-1についてですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしく願いいたします。  
2-2ですが、追認案件ということで問題無いと思います。

大 峪 委 員

9番筒塩です。5-1についてですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしく願いいたします。  
12番大峪です。5-2についてですが、事務局の説明の通り、特に問題ありません。よろしく願いいたします。

長 森 会 長

事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。

\*

長 森 会 長

ありません。

\*

長 森 会 長

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

大 山 委 員

続いて議案第37号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

15番大山です。1-1ですが、昭和61年頃から宅地として利用されているということで、致し方ないと思います。



|           |   |
|-----------|---|
| 高山委員      | 14番高山です。1-2ですが、昭和59年頃から地域の防火水槽として利用されているようで、やむを得ないと思います。よろしく願いいたします。  |
| 小島委員      | 7番小島です。1-3ですが、平成20年頃に農地法を知らず、転用をしてしまったということでした。よろしく願いいたします。   |
| 高畑委員      | 3番高畑です。1-4ですが、平成4年頃に農地法を理解せず、自宅の隣に車庫を建ててしまったということで致し方ないと思います。   |
| 山下委員      | 19番山下です。2-1ですが、宅地の一部として使用されており、2-2については駐車場として使用されておられたようです。致し方ないと思います。よろしく願いいたします。  |
| 尾島委員      | 6番尾島です。4-1についてですが、庭の一部として使っておられるようで、やむを得ないと思います。  |
| 長森会長      | 筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。   |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。   |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  |
| 大山委員      | 続きまして、議案第38号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。   |
| 大山委員      | 15番大山です。1-1及び1-2について説明します。先日、推進委員並びに事務局と現地を確認してきました。荒廃が進んでおり、致し方ないと感じております。   |
| 高山委員      | 14番高山です。1-3について説明します。現地を確認しましたが、原野状態であり、復旧困難であろうと推測しました。よろしく願いいたします。  |
| 長森会長      | ありがとうございました。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。  |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。   |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  |
| 事務局       | 続きまして、議案第39号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局       | 議案第39号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。   |
| 事務局       | 議案書のページは、16ページから21ページです。16ページ、17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区11件、加茂地区1件、勝北地区1件、久米地区2件の合計15件、所有権移転によるものが久米地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 |
| 事務局       | 議案第39号の説明は以上です。   |
| 長森会長      | 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。   |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。   |
| *<br>長森会長 | ありません。  |
| *<br>長森会長 | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  |
| 事務局       | 続きまして、議案第40号農用地利用集積計画の承認、農地中間管理権の取得について、事務局から説明をお願いします。   |
| 事務局       | 議案第40号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。議案書のページは、22ページから23ページです。22ページ   |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|   |   |   | に集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、津山地区1件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。   |
|   |   |   | 議案第40号の説明は以上です。   |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。   |
|   |   | * | ありません。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   | * | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。   |
|   |   | * | ありません。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  |
|   |   |   | 続きまして、議案第41号農地の取得に係る下限面積の引下げについて事務局から説明をお願いします。   |
| 事 | 務 | 局 |   |
|   |   |   | 議案第41号について説明します。  |
|   |   |   | まず、下限面積についてですが、下限面積とは、農地を耕作目的で取得しようとする者が、取得しようとする農地と合わせて権利を有しておかなければならない別段の面積のことで、津山市内全域で30アールとなっています。今回の下限面積の引下げについては、耕作放棄地の解消や新規就農の増進のために、高齢兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合や、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、農地に関する権利の取得に際する下限面積要件の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断される場合においては、下限面積を区域の実情に応じて弾力的に引き下げる取扱いとなっております。議案第41号は、今後農地法第3条の申請を予定される方からこの引下げの申し出を受けたことにより、区域の実情に応じて下限面積を30アールから1アールに引き下げるものです。 |
|   |   |   | 事務局からの説明は以上です。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。   |
|   |   | * | ありません。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   | * | ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。   |
|   |   | * | ありません。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。  |
|   |   |   | 続きまして、報告第8号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。  |
| 事 | 務 | 局 |   |
|   |   |   | それでは、報告第8号の説明をいたします。  |
|   |   |   | 議案書のページで申しますと、25ページです。今回は、津山地区から1件です。1-1番につきまして、高野本郷の田、1,256㎡のうち89.91㎡に農業用倉庫及び駐車場を設けるというものです。   |
|   |   |   | 報告第8号の説明は以上です。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。  |
|   |   | * | ありません。  |
| 長 | 森 | 会 | 長   |
|   |   |   | ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。  |
| 長 | 事 | 務 | 局   |
|   |   |   | 次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。  |
|   |   |   | 次回、9月の定例委員会ですが、令和4年9月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、9月の定例委員会ですが、令和4年9月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体   |

長 森 会 長

調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。  
ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

---

---